

# 山口県報

平成27年  
11月13日  
(金曜日)

## 目次

○訓令	山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令(防災危機管理課).....	一
○告示	平成二十七年度クリーニング所業務従事者講習の指定(生活衛生課).....	一
	保安林予定森林(森林整備課).....	二
○公告	契約の締結(税務課).....	三
	ふぐ処理師試験の実施(生活衛生課).....	三
	農用地利用配分計画の認可の申請(農業振興課).....	四
○選管告示	政治団体の名称等.....	五
	政治団体の異動事項.....	五

### 山口県訓令第七号

山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十一月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関



山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令

山口県防災行政無線施設取扱規程(昭和五十五年山口県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「無線管理者」を「統制局の無線管理者」に改め、「(別記様式)」を削る。

別表の3の表ぼうさいほうふしぐの項を削り、別表の4の表ぼうさいやないしょうぼうの項の次に次のように加える。

ぼうさいおおしまぶんしつ	大島郡周防大島町大字久賀5387番地の2
--------------	----------------------

別表の4の表ぼうさいうへこつわんの項の次に次のように加える。

ぼうさいやせへちうへんこう	宇部市大字宇部625番地
---------------	--------------

別表の5の表ぼうさいかわかみだむの項の次に次のように加える。

ぼうさいほうふどほく	防府市駒形南町13番40号
------------	---------------

別表の5の表中「**ぼうさいやせへちうへんこう**」を「**ぼうさいやないしょうぼう**」に改める。別記様式を削る。

附 則

この訓令は、平成二十七年十一月十三日から施行する。



### 山口県告示第四百二号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三の規定により、次の講習を平成二十七年におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

平成二十七年十一月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
住所 東京都港区新橋六丁目八番二号  
二 講習の開催期日及び開催場所  
開催期日 開催場所

平成二八、二、七(日曜日) 下松市中央町二一番一号  
下松市文化会館

三 講習の受講料  
四千五百円

### 山口県告示第四百三三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十七年十一月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 保安林予定森林の所在場所

山口市阿東生雲東分字高浴八一の一、八一の二、八一の一七、阿東徳佐下字大原八三三、八三三、字石道原八三四、八四三の二、八四四の一、八四五から八五一まで、字平原び八三七、字山吹一五八二、一五八三、三九八の一、三九八二から三九八四まで、三九八六から三九八八まで、字石道原第巻三九九一、三九九二、三九九四から四〇〇〇まで、四〇〇三、四〇〇五から四〇〇九まで、四〇〇九第一、四〇一〇から四〇一八まで、字石道原第三 四〇六八の三  
長門市油谷久富字原岡二九八の二四、字東長敷三三五の三から三三五の六まで、字西長敷三三六の一、字牛地三四〇の二から三四〇の六まで、三隅上字銭神一〇一三六の五、字中尾台一〇三九六、字七曲一〇五一の一の五、字日尾一〇五一の一〇、字毛無谷一〇七五一の四

#### 二 指定の目的

水源の涵養

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山口市阿東徳佐下字大原八三三・八三三・字石道原八四六・八四八から八五一まで・字山吹三九八二・三九八三・字石道原第巻三九九一・三九九四(以上一

筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。  
3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。  
(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 一 保安林予定森林の所在場所

下関市大字阿内字フスヘキ九三六の九二  
萩市大字中小川字正地山七九五、七九六、七九八(次の図に示す部分に限る。)、八〇〇、八〇二から八〇四まで、一四八八、三一五一、三一五二、三一五四(次の図に示す部分に限る。)、四二八五、字正地山中三一八六、三一八七、大字須佐字郷四郎坂一五〇六、一五一六、一五一七、字埴畑一五一九から一五二三まで、字下中畑一五二五、字上中畑一五六一、一五六二、字錨石一七三四の三、一七三五、字百町田一七四二の一、一七四二の二、一七四三から一七四五まで、字小道埴一七四六の一、字小道三一六五の四、三一六五の七、三一六五の八、三一六五の一七、三一六五の一九、三一七一、三一八八、三一八九、字紺屋田三二六八の一、三一七一の一、字郷惣中畑尻三二七二の一、三二七二の二、字トヤノ浴三二七四の一、字家ノ上三二七五、三一七七、三二九四、字トヤ平三二七六、字小道登り立三二七八、字塔ヶ浴三一九一の一、三一九一の二、字小道家ノ上三一九二の一、字平田三一九五の二、三一九五の一〇、三一九五の二二  
長門市油谷久富字原岡二九八の七、三隅上字着一〇一三六の六、字大焼一〇一三六の三四、一〇一三六の三五  
阿武郡阿武町大字惣郷字新宮一〇〇八三の九〇、大字宇田字神宮一〇九五の三八

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
萩市大字中小川字正地山七九五・七九八・三一五一・三一五四・大字須佐字家

- ノ上三一七七(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)



(三三三三) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十七年十一月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総務部税務課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量  
自動車税納税通知書等作成業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十七年十月二十日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社イセトー 京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町五五二
- 六 契約金額  
三千九百五十二万八千円
- 七 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第八号に該当するため
- 八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

(三三三三) ふぐ処理師試験の実施

ふぐの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」という。)(第十六条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

平成二十七年十一月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

1 日時

平成二十八年二月十日(水曜日)午前十時から正午まで

2 場所

山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

1 日時

平成二十八年三月九日(水曜日)午前九時から

2 場所

山口市富田原町一番一八号

公益財団法人山口県学校給食会

二 受験資格

学科試験にあつては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(条例附則第四項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)(で、三年以上ふぐの処理の業務に従事したものであること。

三 実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

四 受験願書の受付期間

平成二十八年一月四日(月曜日)から同月二十日(水曜日)まで(郵送の場合は、一月二十日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

区	分	提	出	先

県内にふぐの処理の業務に従事する事業所(以下「事業所」という。)がある者	事業所の所在地を所管する保健所
県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの	住所を所管する保健所
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一))

- 五 提出書類等
- (一) 受験願書
  - (二) 履歴書
  - (三) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
  - (四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)
  - (五) ふぐ処理業務従事証明書
  - (六) ふぐの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)第十一條第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、(四)及び(五)に掲げる書類に代えて学科試験に合格したことを証する書類
  - 六 受験手数料
    - 一万六千六百六十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
  - 七 合格者の発表等
    - (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
    - (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
  - 八 その他
    - (一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受験願書等請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。
    - (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封

の上とする。

(三三四) 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

当該農用地利用配分計画は、平成二十七年十一月十三日から同月二十七日までの間、山口県農林水産部農業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十一月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける者	
		所 在	面積(平方メートル)
農事組合法人松屋	下関市工領開作一四四	下関市松屋上町二丁目一六九二ほか三六一筆	八二六、五七六
農事組合法人吉見ファーム	大字吉見下二〇四六の五	大字吉見下字下の原一五二のほか一六四筆	四〇五、八〇三
藤田 興二	豊田町大字中村六七〇	豊田町大字中村字安光六六三のほか一筆	三、六六九
野田 昌彦	山口市阿東地福上一六三	山口市阿東地福上字伊領二四八の五ほか五筆	一〇、八二二
株式会社仁保農産	仁保上郷一六	仁保下郷字河内筆三五五のほか一筆	三、一六三
農事組合法人HN紫福	萩市大字紫福三三三四	萩市大字紫福字井手ノ元三三三ほか九六筆	一七八、九〇五
農事組合法人京場	の〃の〃 七二八四	七二五八の〃ほか一四筆	二五四、六一〇
農事組合法人日の出	大字上小川東分四二二	大字上小川東分字立野下五九三	三、〇九五
農事組合法人下津領	防府市大字台道五六四二	防府市大字台道字五反田一〇一ほか一筆	三五、一四〇
粟屋 文	山口市宮野上二四五〇の六	船一八三八の〃	一、六四八
石田 愛子	防府市大字上右田一〇六八の五	山ノ口一四四五ほか三筆	六、七八〇

増原 憲治	光市上島田三丁目一番二四号	光市大字東荷字正行二二六二ほか五筆	一一、三八五
農事組合法人ほんこうファーム	美祿市秋芳町岩永本郷一〇一〇一二	美祿市秋芳町岩永本郷字永明寺一六五〇の二ほか二九二筆	二九七、五二一
農事組合法人嘉万の里	秋芳町嘉万四三七八の一四	秋芳町嘉万字下河原四〇二〇ほか一四筆	三一、六一八
農事組合法人ねこれ	伊佐町堀越三二八一の一	伊佐町堀越字小ノ名三二四四ほか五三筆	七九、六四八
農事組合法人赤郷	美東町赤五二六	美東町赤字土橋一〇二〇	三、五三九
有限会社美縁	美東町長田六一二八五	田三七八の一ほか六五筆	一〇一、九八三
堀田 健二	美東町長田六一九	美東町長田字とふとふ一三三の一ほか四九筆	六五、九六一
農事組合法人みらい向の里	周南市大字大向一三四七の一	周南市大字大向字ヤサガセ一二五五の一ほか六七筆	九三、六二五
山中 正教	政所一丁目一番二四号	大字四熊字原田一〇一六の一ほか一筆	四、七四〇
農事組合法人シーサイドファーム	山陽小野田市大字郡四七〇九	山陽小野田市大字郡字沖一ノ一四七七五ほか一六筆	二五、三三一

二 申請年月日

平成二十七年十月二十六日



山口県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年十一月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項 （以上の市町村の区域等を設けられた政党内部）	備考 （届出年月日）
自由民主党山口県支部第三支部	徳崎 圭二	谷川 満男	宇部市笹山町/丁目/番2号		平成27、10、16

				(自由民主党)の支部	
魚永智行後援会	小村 忠昭	魚永 良子	周南市西松原4丁目2番29号		7
青龍会	長江 焔帆	高杉 豊子	山口市古熊/丁目6番11号		9
田村たいじろう後援会	田村大治郎	田村 彌弥	長門市東深川1464の1		1
日本臨床検査技師会山口県支部	中村 京子	川元 博之	山口市吉敷下東3丁目1番1号		19
渡辺君枝後援会	藤井 直子	赤松 義生	周南市西松原4丁目2番29号		7

山口県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十七年十一月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動	内容	備考 (異動年月日)
			新	旧	
青龍会	藤川 正雄	代表者	藤川 正雄	長江 焔帆	平成27、10、15
山口県民社協会	藤沢 宏司	〃	藤沢 宏司	柴田 敏彰	〃
山口県理学療法士連盟	綿谷 昌明	会計責任者	柴田 敏彰	横見 進	〃
		事務所	下松市古川町4丁目5番7号	下松市末武下401の9	〃
					〃
					23

平成二十七年十一月十三日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市